

用地確保に関する支援

市では、企業用地の確保に向けて『岡山市企業用地の確保に関する運用方針』（以下、『方針』）を令和6年11月に策定しました。この方針に基づき、産業拠点周辺での岡山市独自の開発許可制度や、地域未来投資促進法の活用により、企業の皆様の市街化調整区域での開発を支援しています。

HPから方針や各開発許可制度の詳細にアクセス可能です。

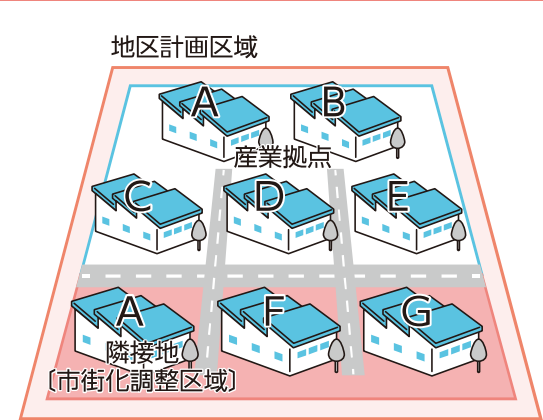


産業拠点周辺での開発許可の緩和制度

岡山市の独自制度により、産業拠点周辺での開発許可を緩和し、製造工場や物流施設などの立地支援を行っています。

※対象は市内の11カ所の産業拠点です。詳しくは、方針をご覧ください。

① 産業振興型地区計画の対象区域に「産業拠点の周辺」を追加



産業振興型地区計画の対象区域について、**高速IC周辺・物流軸沿線に加え、産業拠点の周辺**を追加
→ ・複数の企業による開発を想定
・既存工場の拡張や、市内外からの新設が可能

主な要件

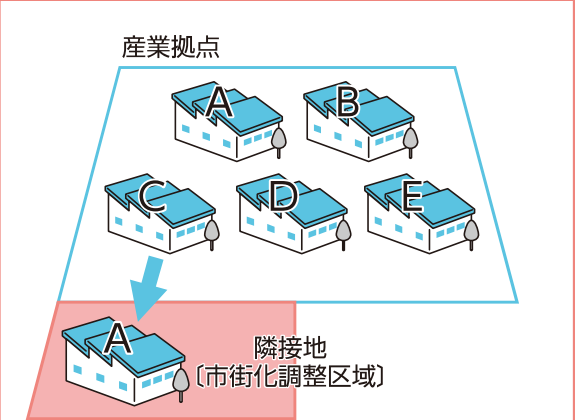
- ・ 既存産業拠点区域に隣接する区域であること
- ・ 新たに整備される区域の面積は0.5ha以上
- ・ 新たに定める地区計画の区域に、既存の産業拠点の区域が全て含まれること

対象施設

- ① 製造業の工場・研究施設・事務所
- ② 物流施設

※詳しい要件・対象施設は、「岡山市市街化調整区域の地区計画運用指針」をご覧ください。

② 産業拠点の既存工場等の拡張に関する緩和制度を新設



産業拠点の**既存工場等**が当該拠点の**隣接地に拡張**する開発行為を可能とする許可制度を新設
→ ・既に産業拠点内で操業している工場等の拡張に限って許可

主な要件

- ・ 既存産業拠点区域に隣接する区域であること
- ・ 敷地面積は3ha以下
- ・ 計画用地で実施する事業が高い付加価値を創出すること

対象施設

- ① 製造業の工場・研究施設・事務所
- ② 物流施設

※詳しい要件・対象施設は、方針および「開発審査会案件運用基準」をご覧ください。

◆問い合わせ 【企業立地の制度に関すること】 産業振興課企業立地推進係 TEL 086-803-1328
【開発許可に関すること】 開発指導課開発審査係 TEL 086-803-1452
【地区計画に関すること】 都市計画課土地利用係 TEL 086-803-1372

地域未来投資促進法を活用した支援制度

地域未来投資促進法に基づき、地域経済の成長発展の基盤整備を図るため、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域への相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を実施する事業者へのさまざまな支援を行っています。

地域経済牽引事業の承認要件は、岡山県ホームページをご覧ください。



固定資産税の課税免除

特に高い付加価値（3億円以上）を創出する地域経済牽引事業を実施する事業者については、土地・家屋・構築物の固定資産税の課税免除を3年間受けることができます。

詳しくは、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



◆問い合わせ 課税管理課 TEL 086-803-1170, 1181

土地に関する支援

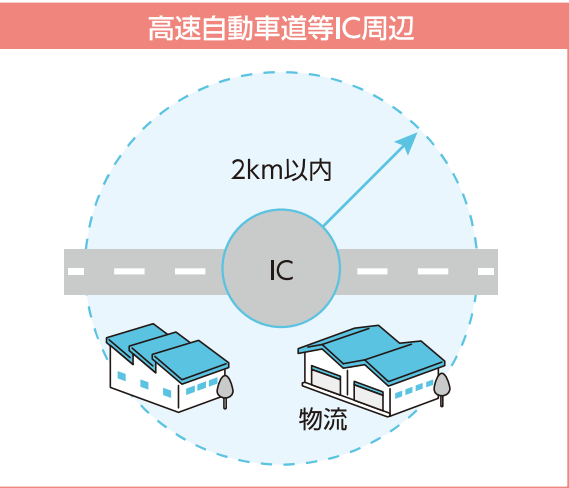
地域経済牽引事業に承認されることで、対象事業の施設用地で、下記の規制に関する支援措置を受けることができる可能性があります。

◆農地転用許可等の手続きの配慮

- ・ 農用地区域からの農振除外
- ・ 第1種農地の農地転用

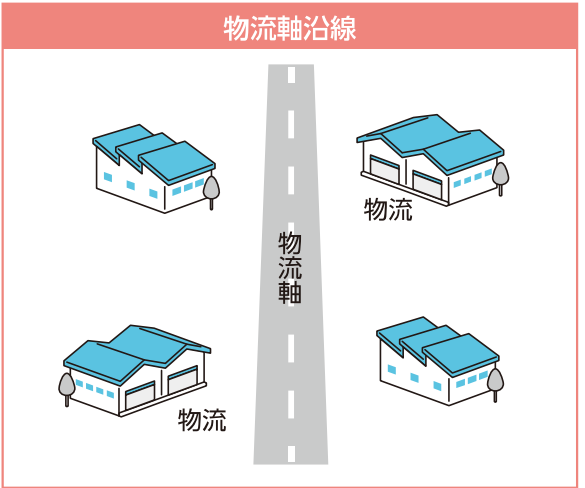
◆市街化調整区域での開発の配慮

市街化調整区域では、原則開発を行うことができませんが、高速IC周辺や物流軸沿線などの要件を満たす場合には、開発が認められる可能性があります。



主な要件

- ・ 半径2km以内に区域の過半を含む
- ・ 計画的な開発が担保され、開発が想定される総面積が3ha以上（1敷地あたり開発面積：0.3ha以上）



主な要件

- ・ 岡山市都市計画マスタープランで指定された物流軸から直接乗り入れができること
- ・ 計画的な開発が担保され、開発が想定される総面積が3ha以上（1敷地あたり開発面積：0.3ha以上）

◆問い合わせ 産業振興課企業立地推進係 TEL 086-803-1328